町社会福祉協議会では、障がい児福祉の理解と知識の普及を図るための福祉講演会を開催します。

□日　時　　平成23年１月29日（土）　午後１時30分～午後３時（午後０時30分～午後１時15分受け付け）
□会　場　　町勤労福祉センター（エスペランス丸山）
□参加費　　無　料
□内　容　　①松野明美さん講演会
演　題「人生は一番でなくてもいい」～生まれてきてくれてありがとう～
＝ダウン症の息子が教えてくれた＝
“人生は人との競争じゃない。苦しくなったら立ち止まって、
自分のペースで走ればいい。いちばんじゃなくて、いいんだね。”
②福祉施設販売コーナー（授産製品の販売）
・午後０時15分～午後３時30分
③福祉団体・グループ発表（手をつなぐ育成会・こんぺいとう）
・午後３時～午後３時10分
□整理券　　12月20日（月）から入場整理券を町社会福祉協議会で配布（500枚先着順）します。
□その他　　情報保障として、パソコン筆記と託児を用意しています。託児は未就園児までで先着５人。
□問い合わせ先　阿久比町社会福祉協議会　☎(48)1111（内252・332）

## シリーズ　消費生活相談⑥「海外宝くじ」の相談

◇事例（40代女性）
「9,450万円当選。至急登録を」と海外宝くじの購入を勧誘するダイレクトメールが届いた。「賞金を獲得するには登録料4,000円必要。クレジットカード番号を記入の上、書類を返信せよ」と書いてある。信用できますか。
申し込んでいないのに当選したような錯覚をさせて、登録のためにクレジットカード番号を記入すると登録料などを継続的に引き落とされる可能性があるので、相手にしないようにと助言した。海外宝くじを国内で購入することは、法律に抵触する恐れがあると説明した。

○「海外宝くじ」に関する相談の多くは、まるで高額賞金に当選したかのように誤解を招くような文面のダイレクトメールで勧誘するものです。もし、そのようなダイレクトメールを受け取ったら、申し込んでもいないのに「当選した」という甘い話に乗らないで、相手に連絡をせず無視するのが一番の対処法です。
○　締め切りを書いて急がせたり、賞金を受け取るために、登録料や手数料が必要だからと金銭を要求されたりしても、支払ってはいけません。「支払った後、連絡が取れなくなってしまった」という場合もあります。

◎消費生活相談（無料）を行います。ご利用ください。
◇日　時　平成23年１月12日（水）（毎月第2水曜日）午前10時～正午　午後１時～午後４時
◇場　所　中央公民館本館205号室
◇問い合わせ先　産業課　☎(48)1111（内234）
※　知多県民生活プラザでも消費生活相談を行っています。月曜日～金曜日　午前９時～午後４時30分　☎(23)3300